

平成25年度実施方針

バイオテクノロジー・医療技術部

1. 件名：健康安心イノベーションプログラム
「福祉用具実用化開発推進事業」

2. 根拠法

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 第7条第1号

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第15条第1項第12号

3. 背景及び目的

＜背景＞

高齢社会の急速な進展に伴い、安全で安心した生活を実現していくためには多様な福祉ニーズに対応した福祉用具の研究開発、普及の促進を図ることが強く求められている。このような背景のもと、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年五月六日法律第三十八号）」において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、福祉用具の技術向上に資する実用化研究開発を助成すること、福祉用具に係る情報収集、情報提供その他の援助を行うことが規定されている。

また、第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）においても、ライフ・イノベーションの目的実現に向けて、高齢者や障害者の生活の質（QOL：Quality of Life）の向上や介護者の負担軽減を図る技術に関して研究開発を推進するとされており、その重要性はますます増しているところである。さらに、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）では、強みを活かす成長分野として「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」等を推進することが示されている。

福祉用具は、高齢者や心身障害者及び介護者がユーザーであり、使用用途や身体の障害度合いが人によって異なるなどの理由により個別用具毎のマーケットが小さく多品種少量生産となっている。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、福祉用具メーカーの多くは中小企業であり、経営基盤が脆弱な中で技術開発への投資が大きな負担となっている。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、企業活動に伴うリスクの中で大きなウェイトを占める開発時のリスクを軽減することができる補助金での支援が必要である。

＜目的＞

福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障害者及び介護者のQOLを向上することを目的とする。

<実施の効果>

高齢者、心身障害者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発の促進により、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心できる生活が実現されること。より具体的な目標として、助成事業終了後3年経過した時点で50%以上が製品化されていること。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対し広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を交付する。

4. 2 事業方針

<助成要件>

(1) 対象事業者

以下の要件を満たす福祉用具の実用化開発を行おうとする民間企業等とする。

- ①研究開発の対象となる機器が「福祉用具」であること、全く同一の機能、形態の製品が存在しないという新規性、技術開発要素を持っていること。
- ②その事業が、利用者ニーズに適合し、研究開発要素を有する等、助成金交付の目的に適合するものであること。
- ③その福祉用具の実用化開発により、介護支援、自立支援、社会参加支援、身体代替機能の向上等具体的な効用が期待され、かつ一定規模の市場が見込まれ、さらにユーザーからみて経済性に優れているものであること。
- ④その事業が、他の補助金、助成金の交付を受けていないこと。

本年度の実施にあたっては、以下の対象分野を重点とする。

(ア) 「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発

今後、急増が予想される「少し不自由な高齢者」（要支援及び要介護度1の人のことをいう）の身体機能の維持、要介護状態の予防、自立支援対策等に役立つ福祉用具の開発。

(イ) 高齢者及び障害者のQOL向上を目指した福祉用具の研究開発

高齢者や障害者にとって日常生活動作がより円滑になったり、就労が可能になったりするなどQOLの向上に資する福祉用具の開発。

(ウ) 高齢者及び障害者の社会参加を支える福祉用具の開発

急速な高齢社会の進展に伴い、バリアフリーの推進など高齢者や障害者の積極的な社会参加（ノーマライゼーション）を支援し、豊かさを実感できる社会の実現に資する福祉用具の開発。

(2) 審査項目 交付規程第5条（交付に係る選定の基準）による。

- ①助成事業を的確に遂行するのに足る技術的能力を有すること。

- ②助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④研究開発の成果の企業化又は普及の促進を行いうる能力を有すること。
- ⑤開発する福祉用具が、利用者のニーズに適合すること。
- ⑥開発する福祉用具と全く同一の機能・形態の製品が存在せず、技術的な新規性、研究開発要素を有すること。
- ⑦病院や福祉施設等で実証試験を行える体制を有していること。
- ⑧医療関係や福祉関係の専門家等の指導や助言が受けられる体制にあること。

さらに、本年度については、平成23年度制度評価結果等を踏まえ、以下の項目に関連する提案については、審査の際に重視する。

- 要介護者の社会参加及び労働力化を促す福祉用具の研究開発であること。
- 老老介護等、介護者を支援する福祉用具の研究開発であること。
- 開発効果（介護サービスの生産性向上等）が明示された研究開発であること。
- 介護事業者との共同開発、海外事業者、レンタル業者、医療機関等との共同開発であること。

<助成条件>

- ①助成額 1件当たり全期間で30百万円以内
 - ②助成率 助成対象費用の2/3以内（ただし、大企業は1/2以内）
 - ③助成期間 3年以内
 - ④本年度事業規模 90百万円
- （注）事業規模については変動があり得る。

4. 3 これまでの事業実施状況

(1) 予算額の推移 (単位：百万円)

	当初予算額	確定額
～平成6年度	246	219
平成7年度	168	148
平成8年度	173	146
平成9年度	190	176
平成10年度	198	184
平成11年度	243	219
平成12年度	243	216
平成13年度	243	219
平成14年度	170	143
平成15年度	100	73

（開発成果創出促進財源を充当のため、予算額より確定額が上回る。）

平成16年度	120	106
平成17年度	120	119
平成18年度	120	135
平成19年度	120	98
平成20年度	108	95
平成21年度	90	85
平成22年度	65	92
平成23年度	41	46
平成24年度	32	—

(2) 応募件数及び採択件数の推移

(単位：件)

	応募件数	採択件数	内中小企業件数	倍率
～平成 6年度	118	19	12 (63.2%)	6.2倍
平成 7年度	77	9	7 (77.8%)	8.6倍
平成 8年度	128	13	11 (84.6%)	9.8倍
平成 9年度	123	15	8 (53.3%)	8.2倍
平成10年度	123	15	12 (80.0%)	8.2倍
平成11年度	158	20	16 (80.0%)	7.9倍
平成12年度	183	21	17 (81.0%)	8.7倍
平成13年度	129	10	7 (70.0%)	12.9倍
平成14年度	121	10	8 (80.0%)	12.1倍
平成15年度	115	5	5 (100.0%)	23.0倍
平成16年度	131	10	7 (70.0%)	13.1倍
平成17年度	77	5	5 (100.0%)	15.4倍
平成18年度	43	5	3 (60.0%)	8.6倍
平成19年度	34	5	4 (80.0%)	6.8倍
平成20年度	56	7	7 (100.0%)	8.0倍
平成21年度	45	4	4 (100.0%)	11.3倍
平成22年度	75	11	10 (90.9%)	6.8倍
平成23年度	29	11	11 (100.0%)	2.6倍
平成24年度	45	7	7 (100.0%)	6.4倍
平成25年度	58	8	8 (100.0%)	13.8倍
合 計	1,868	210	169 (80.5%)	11.2倍

注) 中小企業の区分は申請時の資本金、従業員数。

注) 平成23年度採択分はイノベーション推進事業の予算内で事業を実施。

(3) 製品市場化を果たした事業者数の推移

(単位：件)

	終了事業者数	市場化事業者数	収益納付事業者数
平成6年度	8	0	0
平成7年度	10	4	0
平成8年度	12	8	1
平成9年度	12	6	1
平成10年度	18	13	1
平成11年度	21	10	2
平成12年度	14	6	0
平成13年度	21	10	2
平成14年度	10	7	1
平成15年度	6	9	0
平成16年度	7	4	0
平成17年度	6	4	0
平成18年度	7	4	1
平成19年度	5	2	0
平成20年度	7	1	0
平成21年度	7	2	0
平成22年度	5	3	0
平成23年度	7	4	1
平成24年度	18	3	0
平成25年度	0	0	0
合計	201	100	10

注) 平成25年7月末現在、企業化状況報告書（イノベーション推進事業の場合は実用化状況報告書）による集計。

5. 事業の実施方式

5.1 実施体制

別紙参照

5.2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDOホームページ」及び「e-Radポータルサイト」で行う他、新聞、雑誌等に掲載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前にNEDOホームページで行う。本事業はe-Rad対象事業であり、e-Rad参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成25年4月、及び9月に2回行う。

(4) 公募期間

原則60日間とする。

(5) 公募説明会

原則として全国各地の5カ所で経済産業局及びNEDO支部と合同で開催する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

70日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

5. 4 研究開発テーマ評価に関する事項

採択された事業については、平成25年度に、福祉機器採択審査・技術委員会において進捗状況を報告し評価を行う。また、事業終了後に福祉機器評価委員会において技術評価実施規程に基づき評価を行う。

6. その他重要事項

6. 1 評価

NEDOは、政策的観点から見た精度制度の意義、目標達成度、産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を制度評価指針に基づき、平成25年12月に実施する。

6. 2 交付決定の実施

単年度又は複数年度交付決定を行う。

6. 3 継続事業に係る取り扱い

(1) 平成24年度からの継続予定の助成先は次のとおり。

- ・高透湿性・高緩衝性能を有するシリコン複合化断端袋の開発
(アルケア株式会社)

(2) 平成25年度第1回目公募による助成先は次のとおり。

- ・軽度難聴のセルフチェックと聴能アップトレーニングを支援するソフトウェアの開発
(レデックス株式会社)

- ・視覚障がい者の安全・安心な外出を支援する端末の開発
(エル・エス・アイ ジャパン株式会社)
 - ・介護用洗髪ロボットの開発
(パナソニック プロダクションテクノロジー株式会社)
 - ・視覚障害者向けスマートフォン操作支援ソフトの開発
(テクノツール株式会社)
- (3) 平成25年度第2回目公募による助成先は次のとおり。
- ・歩容評価機能を有する片麻痺者の為の短下肢装具の開発
(川村義肢株式会社)
 - ・トイレへの廃棄が可能な便失禁専用パッドの開発
(アルケア株式会社)
 - ・高耐久オムニホイールによる全方位移動電動車椅子の開発
(三ツ和金属株式会社)
 - ・マイクロバブルの血流促進を活用した入浴装置の開発
(株式会社ナノプラネット研究所、社会医療法人玄真堂・介護老人保健施設「なのみ」)

6. 4 その他

平成23年度、平成24年度は、既存の福祉用具に対して実証試験により現場で検証しながら、改良・改変を加え、利用者のニーズに的確に対応した福祉用具を開発する実証試験枠を創設して実施した。

7. スケジュール

7. 1 本年度のスケジュール

・公募に関する予定

平成25年3月8日	公募予告
4月11日	公募開始
4月22～26日	公募説明会の開催
6月4日	公募締切
6月6日～7月11日	事前書面審査
7月22日	福祉機器採択審査・技術委員会
8月6日	契約・助成審査委員会
8月12日	採択先決定(公募締切より70日以内)
8月下旬	第2回目公募予告
9月下旬	第2回目公募開始
9月下旬～10月上旬	第2回目公募説明会の開催
10月下旬	第2回目公募締切
10月下旬～11月下旬	事前書面審査
12月上旬	福祉機器採択審査・技術委員会
12月中旬	契約・助成審査委員会
12月下旬	第2回目採択先決定(公募締切より70日以内)

・事業運営に関するその他の予定

平成25年10月	中間報告会実施
11月	制度評価実施
平成26年2月下旬	終了テーマ事後報告会実施

7. 2 来年度の公募について

事業の効率化を図るため、政府予算等の成立を条件として、平成25年度中に平成26年度公募を開始する（但し、事業の内容は別途平成26年度実施方針にて定める）。

8. 実施方針の更新履歴

- (1) 平成25年2月、制定。
- (2) 平成25年8月、平成25年度第2回公募実施による変更。
- (3) 平成26年1月、平成25年度第2回公募実施による助成先決定に伴う変更。

実施体制

